



公益財団法人日本野鳥の会

〒141-0031 東京都品川区西五反田 3-9-23

Tel.:03-5436-2633 FAX:03-5436-2635

2012年4月5日

## 生物多様性国家戦略の変更について

### 日本野鳥の会の取り組み及び生物多様性国家戦略に関する意見

#### ・里地里山の保全について

サシバやオオタカ、ミゾゴイを指標として、里地里山の生物多様性を守る活動を行っているが、管理放棄による生息環境の悪化がある一方で宅地開発やテストコースの建設などによる生息地の改変も行われている。その一方各地で生産者や NPO などによる様々な保全の取り組みが勧められている。しかしながら、今後の人口の減少、過疎化の進展があり、今後すべての里地里山を同じように保全することは困難と考えられる。また里地里山は人の関わりが重要であるが、現在においては経済活動をとおしての関わりを継続することは、多くの場合困難と考えられる。また、大都市への人口集中により周辺都市における里地里山の開発圧力は未だに高く対応を急ぐべきである。都市近郊の里地里山は、人との関わりを経済活動とは別の切り口で継続できる場所であることから、都市近郊の里地里山を生物多様性の視点から重点的に選定し、都市住民が保全に関わるための仕組みづくりや地権者のインセンティブを高める措置を行い保全を進めるべきである。

#### ・奨励制度による生息地等の保全

当会では、ナベヅル・マナヅルの越冬地分散の試みを伊万里市と協力して継続している。新たな越冬地を誘致するにあたって農業被害をどう克服するかが課題の一つである。従来、こうした農業被害への対応は補償金での対応が行われてきたが、生物多様性保全への貢献という視点での報奨制度とすべきである。現行のものとして農林水産省において環境保全型農業への直接支払制度があるが、野生生物への生息地提供という観点からの取り組みにも枠を広げるべきである。また、鳥獣保護区特別保護地区の指定状況を見ても、野生鳥獣の生息条件によるのではなく、公有地と私有地の境界を線引きしている例が多く見られる。この点を解決するためにも地権者への税制面などの優遇措置などの奨励制度が必要と考える。

#### ・国有林における森林環境保全

当会では、私有地の買い取りや協定による独自の野鳥保護区で事業をシマフクロウや

タンチョウを中心におこなっている。一方でシマフクロウの生息地の 6 割は国有林であり、国有林における保護林制度は保護に有効に機能していると考えられる。保護林制度は大正時代から続く制度であり、その面積は鳥獣保護区特別保護区域よりも大きいものとなっている。しかしながら法律に基づかない内部規約である「制度」であるため保護林の設定や運用は各営林局に委ねられている。また設定状況等の公開も不十分である。森林法での位置づけを明確にするとともに、様々な主体との協同を進めるために、情報公開に努め、生物多様性保全に新に貢献できる制度とすべきである。

#### ・海域における保護地域制度等

絶滅のおそれのある種を対象としてのカムリウミスズメの調査や保護事業と国際自然 NGO のバードライフインターナショナルのパートナー事業として、海鳥を指標とした重要海域のインベントリーの作成であるマリーン IBA の事業を行なっている。その中で、海鳥の情報が繁殖地の情報のみで、洋上での情報が極端に少ない状況であることが明らかになってきた。これは、今後拡大すると考えられる洋上風力発電事業が環境へ及ぼす影響を避ける上でも必要な情報である。イギリスでは、洋上風力の事業計画段階で海鳥の調査を行う仕組みができています。日本においても海洋生物の情報が少ない現状からこうした取り組みが必要と考える。

また、海域における保護地域の仕組みとして、自然公園法にもとづく海域公園、鳥獣保護法にもとづく鳥獣保護区、自然環境保全法にもとづく自然環境保全地域や、水産資源保護法に基づく保護水面や漁業者の自主的な取り組みが挙げられているが、制度によって鳥獣のみが対象であったり、水産資源とされる生物種に限定されていたりする。海洋、特に浅海域の生物多様性の保全には、その生態系そのものの保全が必要であり海洋を対象とした新たな保護地域の制度が必要と考える。

さらに、生物多様性国家戦略 2010 にも、海鳥やウミガメの混獲を防ぐことが述べられているが、具体的な取り組みが十分とは言えない。この推進のために「アホウドリ、ミズナギドリの保護に関する協定」の批准やそのもととなるボン条約への加盟を検討すべきである。

#### ・放射性物質の影響調査

福島第 1 原発の事故に伴う放射性物質の放出の影響は、陸上、海洋などあらゆる生態系に影響を及ぼす恐れが考えられ、当会でも鳥類に対する影響調査を行なっている。放射性物質の影響は、長期に及ぶため、国として継続したモニタリングの体制を整えるとともに、併せて NGO など様々な主体と連携してのモニタリングを行うべきである。

以上